

組合 Q & A

脱退組合員の持分債権の保全 処分について

Q II 組合員 B の倒産によりその債権者 A より組合宛てに債務者である B の持分の支払停止命令（裁判所より）をしてきた。

そのため、組合は、当年決算において持分算出をしたが、支払いを中止し、現在組合にて保管しているが、その処置を如何にすべきか、次の点を「ご指導頂きたい」。

（1）債務者 B の持分払戻請求権は、仮差押えのため、中協法第 21 条（時効）には該当しないものと思われるがどうか。

（2）仮に組合が、この差押え該当持分を組合街に処分する為にはどのような手続きが必要か。

「A」1. 組合に対してなされた保全処分（仮差押）は法定手続きに従い有効に執行（処分決定の送達）がなされたものであるから、この場合、組合は供託等による持分払戻金の組合外への処分の道はない。したがって、債権者 A が B との間の本訴を提起して、転付命令又は取立命令を得て直接請求してくる

か、また債務者 B が仮差押を取り消して組合に請求してくるのを待つよりほか、他に方法はないと考える。

なぜなら、組合は持分払戻金を保管することにつき何等の不利を受けず、及んだ A B 間の訴訟上の当事者たる資格を有しているからである。

2. 債権者 A が仮差押をしたことが、民法にいう時効中断事由に該当するかどうかについては、学説、判例に争いがあり、判例は債務者 B の有する第三債務者（組合）に対する債権をその債権者 A が差押えてもその債権（持分払戻請求権）の消滅時効の進行はそれによって中断しないものとしており、したがって、この場合には仮差押のあるなしにかかわらず 2 年で時効が完成することになる。

学説は判例の立場に反対で、この場合の差押えも債権消滅時効の中断事由になるとするのが一般で、この場合は、請求権は時効にかかわらず、依然存在することになる。

事業年度の変更について

Q II 某組合の事業年度は 1 月 1 日

より 12 月 31 日であるが、〇〇年 5 月 1 日に有効な総会において、8 月 1 日より 7 月 31 日と変更議決し、同年 5 月 10 日に変更認可を受けた。

この場合、変更時の事業年度はどのようになるか。

なお、通常総会はどのように開催したらよろしいか併せて教示願いたい。

「A」定款変更の議決において特別の定めがなかった場合は、定款変更によって新たな事業年度の始まる 8 月 1 日の前日である 7 月 31 日までが事業年度とされる。その際、この事業を明らかにする主旨から定款の附則に、例えば、「〇〇年に限り、事業年度は、〇〇年 1 月 1 日より同年 7 月 31 日までを 1 事業年度とする。」等の規定を設けることが適当と考える。

なお、通常総会については、経過措置として事業年度が 1 月～7 月に短縮されても、毎事業年度 1 回開催されなければならない（中協法第 46 条）ので、事業年度について必ず開催しなければならない。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第 1 問】事業協同組合は、営利を目的とする事業体ではなく、相互扶助を目的とする事業体である。

【第 2 問】総会の議決に対して、特別利害関係のある組合員は議決権を行使できない。

【第 3 問】理事会に、理事本人が出席できない場合、代理人による出席が認められる。

【第 4 問】総会の招集通知には、会議の目的である事項（議案）を記載しなくてもよい。

【第 5 問】組合は、業務の執行及び会計に関する事項のうち、事務執行上の必要な内規については、「規定」を制定し、その制定・改廃を理事会の権限に属させることができる。

《解答》【第 1 問】○ 【第 2 問】×（理事会での特別利害関係人は、議決に加わる権利を有しないが、総会では特別利害関係人にも議決権が与えられる。したがって、除名対象の組合員なども議決に参加することができる。）【第 3 問】×（理事会は、代理人による出席は認められない。書面出席は認められている。）【第 4 問】×（総会の招集通知には、会議の目的である事項（議案）を示す必要がある。）【第 5 問】○